

令和2年度第6回総合企画専門分科会概要

- 1 開催日時 令和3年1月22日（金）14時00分～15時30分
- 2 開催場所 滋賀県合同庁舎 7階 7-A会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）7名
上野谷加代子 金子秀明 崎山美智子 谷口郁美 森恵生 森ちあき 幸重忠孝
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略）6名
岸本正俊 阪本重光 谷仙一郎 津田洋子 山口浩次 山田容
- 5 事務局
健康福祉政策課：奥田課長、浅岡課長補佐、安達主査、西村主事
- 6 進行
 - (1) 開会
 - (2) 次期「滋賀県地域福祉支援計画」について

7 概要

【司会】

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第6回総合企画専門分科会を開催させていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます健康福祉政策課の浅岡と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日の分科会には、委員13名中7名の御出席をいただいております、委員総数の過半数以上となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例に基づき分科会が有効に成立していることを報告させていただきます。

進行につきましては、審議会条例第7条第3項により、分科会長がすることとされておりますので、分科会長、よろしく申し上げます。

【分科会長】

今、ご紹介がありましたとおり、定足数すれすれということでほっとしました。

今日、最終ということですのでどうぞよろしく願いいたします。

後程、事務局から説明があるかと思いますが、私の判断で社会福祉研究という第1級の研究誌にコロナ禍の現場での頑張りについて記載されていますので、ご紹介いたします。後でゆっくりご覧ください。

(事務局)

前回の案からの訂正箇所について事務局より説明させていただきます。訂正箇所につきましてはアンダーラインを引かせていただいております。

(資料1) 説明

(分科会長)

今の説明に対して、ご質問、お気づきの点、訂正が必要な個所がありましたらどうぞ。

(委員)

全体的に大学生のことの記載がないと思いました。豊郷町では、空き家を利用し、高齢者の居場所を大学生に作っていただいています。何か大学生の文字がなかったと思いましたので記載いただければと思います。

データのところで、平成31年度と記載されている所と令和元年度と記載されている所がありますが、統一することをお考えなのでしょうか。

障害のある方と表現されている所と障害者と表現されている所がありますが、何か区別をされているのでしょうか。

また、外国人県民とありますが、この言葉はあるのでしょうか。

(事務局)

大学生の記載がないというのは、ご指摘のとおりでございます。

確かに、滋賀県内におきましては、龍谷大学の社会福祉学科の学生さんもおられますし、県立大学の学生さんが豊郷町で活動されています。県内の大学で熱心に地域活動に取り組まれていますので、その内容を取り込んでいきたいと思っております。

平成31年度と令和元年度のところにつきましては、できるだけ令和元年度に統一をするように修正をしまいたいと思います。

障害のある方と障害者の使い分けは意図的に使い分けをしておりません。障害者プランも今年度作成しておりますので、そちらとの表現に整合を合わせていきたいと思っております。

外国人県民につきましては、多文化共生プランでどのように表記されているか確認をして表記していきたいと思っております。

(健康福祉政策課長)

豊郷町の取組は大学生の活動に視点を当てられているのですか。または、古民家改修をし、高齢者の居場所づくりに重点を置かれているのか教えてください。

(委員)

今、豊郷町で取り組んでいるのは、地域の課題の部分を活かしていただいて、活用していくということを大学生の方が賛同していただいて活動しています。

もともとは、町の課題を NPO 法人が何とかならないかということで大学生に声をかけたのが始まりで、今も一緒に活動しています。

(健康福祉政策課長)

もともとは、あったかホームという取組が始まりだと思いますが、その取組を継続して取り組まれている好事例ということで記載させていただきたいです。どこに記載したらいいのかと思ってお聞きしました。

(委員)

企業の協働等のところに大学生を入れていただくのがいいかと思います。よろしくお願いいたします。

(分科会長)

協働するのは、大学生だけではないので難しいですが、ポツを起こしていただいてもいいです。

大学生は居住している人と通っている人がいますので、企業の方も県民ではなく滋賀に通っている方がおられます。大学生は活力がありますので、担い手だけではなく起業する人もいます。大学生等になると思いますが、どこかで記載した方がいいです。

最近、高校生もすごく頑張っています。特に災害の時はそうです。

その辺、案があれば送ってください。どこかに入れましょう。

(委員)

大学生も大事ですし、委員の話で思ったのが、子ども、小中学生、高校生も単に受けるだけでなく地域の中で、委員として活動したり、ボランティアや訪問活動をしています。県外の事例でも、子ども福祉委員等ありますので、小学生等の学生も含めた記載をすると思います。

34 ページ、取組の方向性で言いますと、1.(2)に入れられるのではないかと思います。若者の力を後押ししたいですし、滋賀は、若者も頑張っていることを示すと思います。

(分科会長)

若い方も住民ですので、特出ししましょう。地域福祉計画の委員になっている自治体もありますよね。

他にいかがでしょうか。

(委員)

44 ページ子ども、子育て世帯のところ、3つ目です。

要支援家庭について助言、指導を行うのを図るのは当然だと思いますが、滋賀は居場所づくりに力を入れ、ここ数年、地域で取り組んでくださっています。2つ下に将来の地域に向けた居場所づくりと記載がありますが、ここの居場所づくりとは違うと思います。要支援の子ども達の居場所づくりはご飯を食べ、ほっとできる場所が大事だと思います。

今年、国がモデル事業の取組をされていて、支援対象児童等見守り強化事業を実施され、来年も積極的に実施されます。

いろいろな居場所がありますので、全ての居場所で要支援の子ども達を掲げる必要はないかと思いますが、そのような取組ができるだけの団体さんも増えてきています。

助言、指導を行うだけでなく、地域の団体さん、民間団体の力を借りて、地域の見守り、居場所づくりを進めることを記載するといいと思います。

指導されるだけでは解消しません。温かいご飯を食べ、ほっと話ができる場所がある方がいいです。ただ、つながりがなかなかありませんので、民間の地域活動にお願いできるような文章にするかと思っています。

社会的養護にも同じ表現が出てきます。社会的養護の子ども達が家庭に戻った時につながりを持ち、ご飯を食べたりできる居場所、要支援の子ども達のための居場所を記載していただきたいです。

52 ページ、避難所の福祉的配慮は大事だと思います。

避難が必要となった時、外国の方は言葉が分からないのでしんどいと思います。子ども、乳幼児は泣き声がうるさい等気を遣いながら避難所生活を送らないといけません。さらに女性についてもパーソナルスペースの問題であったり、着替えのこと等しんどい思いをすることがないように配慮が必要なので具体として挙げていただいた方がいいかと思っています。

50 ページ、相談支援において NPO 法人、団体さんも相談支援をされているので、NPO 法人、団体さんも記載いただくと抜け落ちがなくいいかと思っています。

(事務局)

ご指摘のとおりでございます。44 ページ、48 ページにつきましては、居場所づくりについて文言を整理していきたいと思っています。

50 ページにおきましても、NPO 法人、民間団体の役割も大きいと思いますので、しっかりと記載してまいりたいと思います。

52 ページの要配慮者の支援につきましては、高齢者、障害者だけではありませんので、妊産婦、子どもについても記載していきたいと思っています。

(分科会長)

国もそのように言っていますし、外国人、妊産婦含めた記載した方がいいです。④の機能に記載してもいいので、上手に分散してください。

助言指導は昔の感じですね。どう言いますか。

(委員)

相談支援です。指導は上下関係みたいなので。

(分科会長)

助言、指導の表現は変えた方がいいです。

地域福祉支援計画なので、支え合い、支援に変えた方がいいです。

(事務局)

指導の表現につきましては、他の箇所にもないか確認をしまして、表現を見直ししてまいります。

(委員)

44 ページです。知的障害、精神障害者の農福連携を言われて3、4年経ちます。結構、この期間で農福連携をあきらめたところがあります。どうしてできなくなったかと言いますと、農業を指導してくれる人がいないと言いますか、高齢者が多いです。そこで農福連携を真剣に進めようと思うと、若い従事者の指導員が必要となってきます。そういう事情があります。作業所で一生懸命作ってもB級品しかできないです。成功している所は、JAの物と肩を並べるほどのものができています。そこは、やはり若い指導者がいらっしゃいます。作業所の支援員の片手間ではできません。

やはり、農業従事者の人材育成にメインがくるかと思っています。

滋賀県は、全国から農業を学びにきているところが湖南市にあります。そういう若い方が農業に向けて学びにきているところがある滋賀県ですので、若い方が力をもっていけるよう、事業所、作業所に指導してもらえるような農業法人との提携も必要かと思っています。

基盤づくりにのなかに人材育成が入るといいと思います。

(事務局)

今年度、農政の分野におきましても、農業の計画の改定を進めております。農福連携は、1つの柱に掲げていますので、農福連携の人材育成の部分についてそちらの方に書かれるように働きかけるとともに、表現を計画の中でも整理していきたいと思っています。

農政部門と足並みを揃えて記載していきたいと思っています。

(委員)

43 ページに障害者差別のない共生社会づくり条例は、地域福祉支援計画の理念と一致するもので、この理念に基づき、共生社会づくりを進めていくのが滋賀県のスタンスだと思います。(1)は支援の話なので、支援の所だけに書かれているのではないかと思います。

43~46 ページ、カテゴリーに分けて課題が示されていますが、障害、高齢が出てくると、生活困窮が出てきます。同じレベルで食の確保、住まいの確保と出てくるところを同じ並びで記載するのではなく、サブカテゴリーにした方がいいのではないかと思います。

これは皆さんのご意見、先生のご判断もあるかと思えます。

(事務局)

共生社会づくり条例はご指摘のとおり、現在、本県の共生社会づくりに向けた1つの基本的な理念を打ち出しているものですので、そういう意味では、冒頭の第1章や第2章の基本的認識の所にしっかり記載していかないといけないというのはご指摘のとおりです。

基本理念、基本方針については、条例に基本理念と共有している部分があるかと考えておりますので、条例のことについてもしっかり記載していきたいと思えます。

もう1点の45ページの生活困窮の分野では、経済的困窮の子ども、住まい確保、食の確保、ひきこもり状態にある人も含めて生活困窮であるというのは確かですが、どのように整理したらよいか悩ましいと思っております。

45ページの生活困窮者世帯が経済的に困窮しているだけと捉えられてしまうのはあまりよろしくないのかと思ったりしています。

(分科会長)

何か案はありますか。図を描いたら生活困窮は誰にも起こったりします。

これは業務別にしてありますので、担当者が読むと分かりやすいですが、これは難しいですね。最後まで悩んでください。

(委員)

新たに追加していただいたところで3点確認したいことがあります。

1つ目は、読む人が読めば分かると思いますが、37ページ、企業と包括的連携協定を締結し、その資源を有効に活用し地域福祉の推進につなげていくというのは具体的に何を示しているのでしょうか。

企業との連携の下で活用する資源は、何を指しておられるのかピンとこなかったもので、具体的に示していただくか、補足いただけると意味合いとしても伝わるかと思えました。

47ページ、ひきこもりの関係ですが、教育機関との連携を図りと追加していただきましたが、ひきこもった方の中長期に注目しがちですが、初期段階、不登校がきっかけでひきこ

もってしまったこと等考えるとここは非常に大事だと思っています。

一方で、教育と福祉の壁が言われ続けていることで、ようやく児童福祉の分野ではこの壁が取り払われてきました。ひきこもり、不登校支援の分野でも一歩進んでいくイメージを持っていいのか、具体的に連携していける方向性が示せるのであれば示していただけるといいなと思いました。

最後に、49 ページ、SOS が出せず孤立しがちな人の部分を読んで感じたことです。

助け合いという助けるイメージですが、助けられる力、いわゆる受援力を高める啓発。困っている人がいたら助けましょうではなく、「困っている人がいたら助けてもらいましょう。」というメッセージがどこにも入っていないと思いました。支援する側のイメージが強いと感じました。これに関しては、SOS の発信力が弱い人だけの話ではありませんので、36 ページ(2)に新たに起こすのはどうかと思いました。地域の支え合い活動に助け上手、助けられ上手の視点が含まれるといいのかと思いました。メッセージはあった方がいいかと感じました。

(事務局)

36 ページの中で受援力を高められるようなメッセージ性のある文章を一文入れていきたいと思います。

(分科会長)

本当は人権教育です。私を大事にする。私を大事にしてくれという叫び。これが人権です。

あらゆるところで受援力を高めるようにしないとイケませんので、どこかに SOS が出せるということを入れていただければと思います。

(委員)

36 ページの①地域の多様な困りごとに文章を挿入したらいいのではないかと思います。

(事務局)

委員がおっしゃるとおりここにも密接に絡んできます。

ここの文章3行の中に入れるというより、次にポツを起こして表記としては伝わりやすいかもしれません。少し考えさせていただきたいと思います。前回の時も、学校教育において障害、高齢だけでなく生活困窮、子どもについての問題についてご指摘いただいております。教育の段階で子どもの経済的な部分を発信していいというのも福祉教育の1つだと思いますので、発信していきたいと思います。

最初にご指摘いただいた37ページ、包括的連携協定ですが、主に、企業の力の活用という観点で地域包括的連携協定を今後も地域福祉推進の1つのパートナーとして県と結んでいきたいと思っております。表記していますが、表現を整理していきます。

(分科会長)

包括的協定を締結しているところがありますか。

(事務局)

10 数か所の企業さんと締結しています。

身近な生活サービスを提供されている企業さんと締結しています。

(分科会長)

注か何かに包括的協定について記載するといいいと思います。人的、物的、金銭的支援等包括的支援を行いますと。そういうのはとても大事で、大学とも協定を締結しますし、施設とも協定を締結する時代ですので。

例えば、後ろに地域福祉実践、ひきこもり、協定締結等の事例集があると分かりやすいですね。

今までの事例をまとめておいて半ページくらいまとめるとイメージが湧くかと思います。

(事務局)

県民の皆様にお伝えする時は、事例などがあると分かりやすくなりますので、概要のリーフレットを作成するとき、事例を掲載することを検討したいと思います。

(分科会長)

A4 1 ページか半分くらい。

少しでも県民に分かっていただく努力をして欲しいと本会に要望を上げます。

包括協定についても、某企業とこういうふうにしたとすると県民は分かりますし。

金子委員どうでしょうか、全体的に。

(委員)

肝要なのは、概念が随分と変わってきているので、43 ページの種々の生活課題（生きづら）を生きづらさを出して、生きづらさ（生活課題）としてしまう。

今までは、障害であることを立証することをやってきました。リハビリしても大丈夫なのによく怒るとか、発達障害にしてもよく分からない時代がありました。今、全部、障害であることを立証しようとしてきたことが、今まさに記載してある様々な生きづらさ、外国人、性的マイノリティ等いろいろとあり、そういう人たちの生きづらさを社会が理解し、共感していこうというのが基本的スタンスであって、生きづらさが普通に使われる時代にあるということを考えると括弧書きにするのは生活課題の方だと思います。

包括的・重層的相談支援体制整備事業の図を示していただいたので、これからは、この計画が市町にいき、市町では重層的支援体制の整備ということで、市町はうちの市町では何を

しようとなります。先程、先生がおっしゃったのも具体的に事例があるとそういうことであれば、今まで別々に実施していたが、これとあれを組み合わせたいこうという発想のヒントになります。

33 ページのイメージ図は、少し堅いですが、こういうものの中でうちどこを重点的に取り組もうかということで各市町においてリアルになり、生きづらさは障害だけではない、高齢だけではない、認知症だけではない、全てである。生きづらさはこういうことだということがよく分かるな、とてもいいものだと思います。

イメージ図だけではなく、今までの取組例等今まではありえなかったコラボでできることがあった参考資料としてあればいいと思います。

これをダイジェスト版にした時、何という言葉を残し、抽出した時、何という言葉を県民に入れていくかということを考えていくといいです。

(事務局)

ご指摘のとおり、生きづらさをまず出ささせていただきたいと思います。

(分科会長)

この図は、A4 1枚を使用したらどうでしょうか。工夫して欲しいです。2枚ぐらい資料があってもいいです。滋賀はこれでやりますとして、皆さんが講演するときは、この資料を使用してください、とレジュメには記載します。

市町にこれをお願いします。これでやりますという風をお願いをしないとこの冊子は生き渡りませんので、工夫をしてください。

事例1が入り、内容を膨らませて示してください。

(事務局)

今のデータはさっそく皆様に共有させていただきます。

(分科会長)

全体の見取り図を作成いただけてますが、今のお話を踏まえて修正しないといけませんね。

(事務局)

資料2につきましては、県民の皆様にご意見等を伺う時にも使用しますので、中身を再度精査して作成してまいりたいと思います。

(分科会長)

これからの運びについて説明いただけますか。

(事務局)

今後のスケジュールといたしましては、まず、県庁の関係課へこの案に対して意見を伺ってまいりたいと思っております。また、市町のご意見もお伺いしないといけないと考えております。

本体の社会福祉審議会にご答申いただき、その後、パブコメで県民の皆様にもご意見を頂戴しないとイケません。その際にも、市町から改めてご意見を頂戴したいと考えております。

計画の策定期間としましては、令和3年10月です。概ね半年ずれることとなりますが、そのように作業を進めてまいりたいと考えております。

(分科会長)

そういうことでございます。段取り等丁寧な手続きを踏みながら、ご意見を伺いながら作成していくという滋賀らしいやり方ですので、もう少し変わったりするかもしれません。

市町に対しての支援計画ですので、市町から意見が出ましたら修正しないとイケません。

社会福祉審議会に出す前には、もちろん皆様にご報告させていただきます。原案を作りまして、今日が最後ですが、何かございませんか。

(委員)

18 ページ、生活保護の状況で直近は、ほぼ横ばいとなっています。特例貸付でかなりの件数があり、20 ページ、生活困窮者自立相談の件数も増加していますが、生活保護の世帯数は令和2年度は、増加していますか。それとも、色々な制度を利用されていて増えていないのでしょうか。

(健康福祉政策課長)

数字で言いますと減っている感じです。保護率で言いますと、4月は7.8、10月は7.72、11月は7.73です。

要因としましては、県社協、市町社協で実施いただいております特例貸付が大きいかと思っております。

10月、11月の求職者数を見ていると、滋賀では2万3千人くらいです。総合1万1千人が借りておられます。延長になりましたが、3月で終わりますので、据え置きが1年延長となり、令和4年の4月以降の動向は注視していかないとイケないと思っております。

(事務局)

こういったデータの部分につきましては、発行年のパブコメ等を経た上で、訂正すべき箇所は訂正していきたいと思っております。

(分科会長)

最新のを掲載していただくということをお願いします。

数字の評価は難しいですね。この辺りの評価についても原課にきちんと確認していただいた上で記載していただかないと、事実と異なりますので。

(委員)

地域福祉権利擁護事業の現状をお伝えしておきます。世帯も小さくなりますので、地域福祉権利擁護事業を利用される方が増える世の中だと思いますが、今年は減ります。その理由は、市町社協の現場で、地域福祉権利事業を担当していた職員さんが特例貸付の業務に随分と駆り出されている市町社協が多く、社協だけでなく、包括や相談支援においても、支援方法が難しく、契約準備件数も少なくなっています。

対象者が減ったのではなく、契約ができていない実態でもあります。これもコロナ禍の1つの顕れでもあります。

(分科会長)

統計を出す前に、「コロナ禍での実数なので、この数年動向を見守る必要があるが以下に示す」と記載した方がいいですね。

(事務局)

所管の部署と相談しながら表現は考えていきたいと思います。

(分科会長)

医療圏の問題、医師のことがあまり記載されていませんし、サービスを受けるという表現はサービスを利用するに変わるようにします。また、お気づきの点がございましたらご連絡いただければと思います。

本日いただいたご意見につきましては、私と事務局の責任をもって修正をさせていただくということによろしいでしょうか。

また、本日、欠席された委員の皆様からもご意見を頂戴し、まとめるという作業をしてください。

ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。本当に6回にわたりありがとうございました。最後に、課長の奥田の方から一言ご挨拶させていただきます。

(健康福祉政策課長)

皆様、本当にありがとうございます。今日が最後ということですので一言お礼を申し上げたいと思います。

昨年の8月19日に第1回目を開催しました。それぞれの豊富な経験や活動に基づき、様々なご意見をいただきました。ありがとうございます。

とりわけ上野谷先生におきましては、分科会の進行におきましては、上手くまとめていただき、要所要所で分かりやすく議論を進めていただきましてありがとうございました。また、事務局から再三にわたりまして色々なことをご指導を賜りまして、それについても重ねてお礼を申し上げます。

先程から先生もおっしゃいましたとおり、今まとめさせていただきましたこの案は、これから議会にも諮ることになりますし、県民の皆様にも広く周知させていただき、ご意見をいただき成案とさせていただくこととなります。また、皆様方におかれましては、それぞれの立場でお気づきの点がございましたらお申し付けいただけたらと思っております。

コロナがまだ収まらない状況でもございますので、皆様方の健康にご留意いただきまして、それぞれの分野でご活躍されますことをご祈念いたしましてお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

以上で第6回総合企画専門分科会を終了いたします。